

「生命保険料控除制度」改正のお知らせ

2012年10月
カーディフ生命保険会社

2012年(平成24年)1月1日以降に締結した生命保険契約より、生命保険料控除について新制度が適用されます。

改正の概要

■「介護医療保険料控除」の新設

介護・医療保障に係る保険料について、所得控除限度額を所得税4万円・住民税2.8万円とする「介護医療保険料控除」が新設されます。

■「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」の適用限度額の変更

それぞれの控除適用限度額が、現行の所得税5万円・住民税3.5万円から4万円・2.8万円に変更となります。

■制度全体の所得控除限度額の変更

「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」を合わせた全体の適用限度額が、所得税の場合12万円に拡充されます。(住民税は従来どおり7万円のまま変更ありません。)

■適用される保険料控除

主契約と特約の保険料について、それぞれの保障内容により、「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」が適用されます。

身体の傷害のみに起因して保険金が支払われる保障に係る保険料は、生命保険料控除の対象外になります。

適用制度・所得控除限度額について

■新制度適用対象

2012年1月1日以降に契約締結した生命保険契約等に係る保険料について、新制度が適用されます。

また、2011年12月31日以前に契約締結された生命保険契約等で、2012年1月1日以降に更新・特約中途付加等により契約内容が変更された場合、変更後の保険料についても新制度が適用されます。

■旧制度適用対象

2011年12月31日以前に締結した生命保険契約等に係る保険料については、2012年1月1日以降も旧制度が適用されます。

■各制度における所得控除限度額

旧制度適用のご契約	新制度適用のご契約
全体の所得控除限度額 所得税 10万円 住民税 7万円	全体の所得控除限度額 所得税 12万円 住民税 7万円
一般生命保険料控除 所得控除限度額 所得税 5万円 住民税 3.5万円	一般生命保険料控除 所得控除限度額 所得税 4万円 住民税 2.8万円
個人年金保険料控除 所得控除限度額 所得税 5万円 住民税 3.5万円	介護医療保険料控除 所得控除限度額 所得税 4万円 住民税 2.8万円
	個人年金保険料控除 所得控除限度額 所得税 4万円 住民税 2.8万円

生命保険料控除額計算式

■ 所得税の生命保険料控除額

旧制度（一般・年金それぞれに適用）

年間の支払保険料等	控除額
25,000 円以下	支払保険料等の全額
25,000 円超 50,000 円以下	支払保険料等 × 1/2 + 12,500 円
50,000 円超 100,000 円以下	支払保険料等 × 1/4 + 25,000 円
100,000 円超	一律 50,000 円

一般・年金を合計した限度額は 100,000 円

新制度（一般・年金・介護医療それぞれに適用）

年間の支払保険料等	控除額
20,000 円以下	支払保険料等の全額
20,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等 × 1/2 + 10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	支払保険料等 × 1/4 + 20,000 円
100,000 円超	一律 40,000 円

一般・年金・介護医療を合計した限度額は 120,000 円

■ 住民税の生命保険料控除額

旧制度（一般・年金それぞれに適用）

年間の支払保険料等	控除額
15,000 円以下	支払保険料等の全額
15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等 × 1/2 + 7,500 円
40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料等 × 1/4 + 17,500 円
70,000 円超	一律 35,000 円

一般・年金を合計した限度額は 70,000 円

新制度（一般・年金・介護医療それぞれに適用）

年間の支払保険料等	控除額
12,000 円以下	支払保険料等の全額
12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料等 × 1/2 + 6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料等 × 1/4 + 14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

一般・年金・介護医療を合計した限度額は 70,000 円

新・旧それぞれの制度が対象となるご契約がある場合

各控除枠ごとに、つぎのいずれかを選択できます。

- (a) 旧制度適用契約のみで控除する（所得税 5 万円、住民税 3.5 万円限度）
- (b) 新制度適用契約のみで控除する（所得税 4 万円、住民税 2.8 万円限度）
- (c) 旧制度適用契約と新制度適用契約の合計で控除する。（所得税 4 万円、住民税 2.8 万円限度）

所得税と住民税とで、選択を変更して申請することもできます。

詳しくは、生命保険協会のホームページをご覧ください。

(社)生命保険協会ホームページ

<http://www.seiho.or.jp/data/billboard/deduction/>